

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員被服貸与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

機 地 関 域												本 庁				被 貸 与 者						
工 事 の 設 計、現 場 監 督、検 査 業 務 に 従 事 す る 者						実 地 測 量、調 査 業 務 に 従 事 す る 者						工 事 の 設 計、現 場 監 督、検 査 業 務 に 従 事 す る 者				種 類		員 数		貸 与 期 間 (年)		
安 全 靴	防 寒 衣	作 業 服			安 全 靴	防 寒 衣	作 業 服			安 全 靴	防 寒 衣	作 業 服			一	一	四	四	三	四	三	
		ズボン	冬用上衣	夏用上衣			ズボン	冬用上衣	夏用上衣			ズボン	冬用上衣	夏用上衣								
一	一	四	四		一	一	四	四		一	一	四	四		一	一	四	四		三	四	三
三	四	三	三		三	四	三	三		三	四	三	三		三	四	三	三		三	四	三

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。